事業評価の提出について

補助金の交付決定を受けた方は、「訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金交付要綱」に基づき、補助対象事業者自らによる事業の実施状況の確認、評価を行い、当該評価の結果を、補助金の交付を受けた会計年度末までに報告してください。

例）　令和元年度予算による交付　→　事業評価の提出期限：令和３年１月 31 日

【提出時の注意】

◆　提出部数は２部（原本１部、コピー１部）となります。
（※申請者控えが必要な場合は３部ご用意してください）

【事業評価の提出書類】（記載方法は記載例をご確認ください）

（1）　訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業 事業評価（一次評価）